

介護保険一部負担(加算項目)1割負担・保険外費用

介護保険一部負担(加算項目)	初期加算(Ⅰ)	入所日より30日間を加算期間とする。病院と連携を行っている事と病院より30日以内に退院し入所した場合は(Ⅰ)の算定を行う。(1日につき)	(Ⅰ)60(Ⅱ)30
	初期加算(Ⅱ)		
	短期集中リハビリテーション加算(Ⅰ)	入所日から3カ月以内の方が、1週間に3回以上リハビリを行なった場合。(1日につき) 入所時及び月に1回以上評価を行い必要に応じて計画の見直しを行った場合は(Ⅰ)の算定を行う。	(Ⅰ)258(Ⅱ)200
	短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)		
	認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅰ)	入所日から3カ月以内の方が、認知症に係るリハビリを行なった場合で週3回まで算定。(1日につき) 当該職員が在宅調査を行い住環境を把握した上でリハビリを実施した場合は(Ⅰ)の算定を行う。	(Ⅰ)240(Ⅱ)120
	認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)		
	療養食加算	医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合。(1食につき)	6
	経口移行加算	経管栄養から経口栄養に移行するためのリハビリを行った場合。(1日につき)	28
	経口維持加算(Ⅰ)	著しい摂食障害により誤嚥が認められる場合。(1月につき)	(Ⅰ)400(Ⅱ)100
	経口維持加算(Ⅱ)		
	口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し口腔ケアを月2回以上行った場合。(1月につき)	90
	再入所時栄養連携加算	入所者が入院し、入所時とは大きく異なる栄養管理が必要な場合(経管栄養や嚥下食の導入が必要な場合)において	200
		介護老人保健施設の管理栄養士が医療機関での栄養食事指導に同席し再入所時の栄養計画を作成した場合。	
	退所時栄養情報連携加算	病院、他施設、自宅への退所に際して、退所先に栄養に関する情報提供を行った場合(1回に限り)	70
	所定疾患施設療養費(Ⅱ)	肺炎・尿路感染症・带状疱疹・慢性心不全について当施設で治療を行い、入所者	(Ⅱ)480
		へ対しての治療状況について公表している場合(1日につき10日を限度)	
	新興感染症施設療養費	指定された新興感染症が発生した場合に対策をとった上、当施設で療養した場合。(1日につき)	240
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症の行動・心理症状により、緊急に施設サービスが必要であると医師が判断し、施設サービスを提供した場合(入所日より7日間)	200
	認知症専門ケア加算	認知症に係る専門の研修を受けた職員を一定数配置している事。(1月につき)	3
	認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	認知症に関する専門的な研修を受けた職員を配置しており、対象者に対して、複数の職員で認知症の行動心理症状に対して対応するチーム組み、定期的に評価、計画の作成を行った場合(1月につき)	(Ⅰ)150(Ⅱ)120
	認知症チームケア推進加算(Ⅱ)		
	生産性向上推進加算(Ⅰ)	見守り機器や電子ソフト等のICTの活用を行い、利用者様の安全、サービスの質の確保を行っている場合(1月につき)	(Ⅰ)100
	安全対策体制加算	外部研修を受けた担当者が配置され、施設内で安全対策部門が設置されている(入所時1回)	20
	協力医療機関連携加算(Ⅰ)	協力医療機関との連携を図り定期的に会議を行っている場合。(1月につき)	(Ⅰ)100
	高齢者施設等感染症対策向上加算(Ⅰ)	病院と連携を図り感染症発生時の取り決めを行っている場合。また、医療機関が行う感染にかかわる研修に参加している場合。(1月につき)	(Ⅰ)10
	科学的介護推進加算(Ⅰ)(Ⅱ)	入所者の状態についての基本情報を厚生労働省へ提出している場合。 また、必要に応じて、計画を見直す等、サービスに必要な情報を活用している場合。(1月につき)	(Ⅰ)40
			(Ⅱ)60
	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(Ⅱ)	入所者の褥瘡についての評価を行い、褥瘡発生リスクの高い入所者に対しては他職種協働による褥瘡ケア計画を作成し計画に基づき褥瘡管理を実施した場合。(1月につき)	(Ⅰ)3 (Ⅱ)13
	排泄支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	排泄に介助が必要な利用者へ対して、原因の分析、支援計画の作成、支援を行った場合。 また厚生労働省へ情報の提出をし、フィードバックを受けて情報の活用を行った場合(1月につき)	(Ⅰ)10 (Ⅱ)15 (Ⅲ)20
	自立支援促進加算	医師が自立支援の為に必要な評価を行い、計画を策定した場合。(1月につき)	300
	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	リハビリテーション計画書を作成し、内容について厚生労働省へ提出している場合。(1月につき)	(Ⅱ)33
	在宅復帰在宅療養支援機能加算(Ⅰ)(Ⅱ)	入所者の在宅復帰、在宅支援について国の定める指標に基づき一定の評価が行われた場合。(1日につき)	(Ⅰ)(Ⅱ)共に51
外泊時費用	入所者が居宅に外泊した場合(月6日まで1日につき)	362	
在宅サービスを利用した時の費用	入所者が居宅に外泊した際に在宅サービスを利用した場合(1日につき)	800	
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)(Ⅱ)	入所予定日30日前又は入所後7日以内に退所後生活する居宅を訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合(入所時1回を限度とする)	(Ⅰ)450(Ⅱ)480	
介護保険外負担	クリーニング代	希望所のみ私物衣類1点につき	57~423
	理美容代		1500~4000
	家電製品使用代	1台につき1日(テレビ、ラジオ※電池式除く、電気毛布等)	50
	その他実費代	各種行事、園内活動等で要する費用を実費徴収する場合あり。	実費金額